

# ○印西市学校体育施設開放に関する規則

昭和59年5月19日教育委員会規則第14号

## 改正

平成5年8月13日教委規則第5号  
平成6年2月7日教委規則第3号  
平成7年3月30日教委規則第3号  
平成8年3月1日教委規則第20号  
平成15年3月26日教委規則第5号  
平成22年3月17日教委規則第10号  
平成23年10月7日教委規則第4号  
平成25年3月22日教委規則第3号  
令和4年10月7日教委規則第12号  
令和6年3月25日教委規則第5号

# 印西市学校体育施設開放に関する規則

## (目的)

**第1条** この規則は、印西市における社会体育の振興のためにスポーツ基本法（平成23年法律第78号）第13条第1項の規定に基づき、学校の校庭、体育施設及び体育設備（以下「学校開放施設」という。）を学校教育に支障のない限り、市民の利用に供すること（以下「学校開放」という。）をもって市民がスポーツに親しみ心身の健全な発達を図ることを目的とする。

## (管理及び責任)

**第2条** 学校開放に関する事業及び学校開放に伴う学校開放施設の管理は、印西市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の責任において行うものとする。

2 学校開放に関する事務は、教育委員会が行うものとする。

## (運営委員会)

**第3条** 教育委員会は、学校開放の円滑かつ適正な運営を図るため、印西市学校体育施設開放運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会は、学校開放の運営について教育委員会に意見を述べるものとする。

3 運営委員会の委員は、10人以内とし、教育委員会が委嘱する。

## (利用団体登録)

**第4条** 学校開放施設を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会に利用団体登録をしなければならない。

2 利用団体は、次に掲げる要件に該当しなければならない。ただし、教育委員会が特に臨時に認めた団体は、この限りでない。

- (1) 団体に加入している者が市内に在住、在勤又は在学すること。
- (2) スポーツを行うために10人以上で組織された団体であること。
- (3) 成人の団体責任者及び次条に規定する管理責任者を置ける団体であること。

(管理責任者)

**第5条** 利用団体に、学校開放に伴う学校開放施設の管理をするために管理責任者を置く。

2 管理責任者は、各利用団体から推薦し、教育委員会の承認を得なければならぬ。

3 管理責任者は、利用団体の全ての責任者として第1項の管理に当たなければならない。

(学校開放の日時)

**第6条** 学校開放の日時は、別表のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めたときは、これを変更することができる。

(利用の条件)

**第7条** 利用者は、営利行為その他スポーツの場としてふさわしくない行為をしてはならない。

2 利用者は、学校開放施設の利用を終了したときは、一切を原状に復し、戸締まり清掃のうえ学校開放の時間内に退出しなければならない。

3 利用者遵守事項は、教育委員会が別に定める。

(利用の中止)

**第8条** 教育委員会は、利用者がこの規則に違反した場合は、利用を中止させることができる。

(利用の手続)

**第9条** 学校開放施設の利用を希望する利用団体は、原則として利用しようとする日の属する月の前の月の10日までに学校体育施設開放利用申請書（別記第1号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

(利用の許可等)

**第10条** 教育委員会は、利用団体の申請に対し、当該学校開放施設の学校長（以下、「学校長」という。）と協議のうえ支障がないと認めた場合は、学校体育施設利用団体登録承認書を交付する。

2 教育委員会は、前項の許可をしたときは、その旨を学校長に連絡するものとする。

(利用団体の弁償責任)

**第11条** 利用団体は、利用者が学校開放施設を破損又は亡失したときは、教育委員会に速やかに報告し、その弁償の責を負うものとする。

(補則)

**第12条** この規則の実施について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

**附 則**

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(印旛村及び本塙村の編入に伴う経過措置)

2 印旛村及び本塙村の編入の日の前日までに、印旛村立小学校及び中学校のスポーツ開放に関する規則（平成15年印旛村教育委員会規則第1号）又は本

塙村学校施設開放に関する規則（平成19年本塙村教育委員会規則第6号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

**附 則**（平成5年8月13日教委規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成6年2月7日教委規則第3号）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

**附 則**（平成7年3月30日教委規則第3号）

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

**附 則**（平成8年3月1日教委規則第20号）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

**附 則**（平成15年3月26日教委規則第5号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

**附 則**（平成22年3月17日教委規則第10号）

この規則は、平成22年3月23日から施行する。

**附 則**（平成23年10月7日教委規則第4号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に第3条の規定による改正前の印西市体育指導員規則の規定により委嘱されている印西市体育指導委員は、その任期が終了するまでの間は、同条の規定による改正後の印西市スポーツ推進委員規則の規定により委嘱された印西市スポーツ推進委員とみなす。

**附 則**（平成25年3月22日教委規則第3号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

**附 則**（令和4年10月7日教委規則第12号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現にある改正前の印西市学校体育施設開放に関する規則の様式による用紙については、当分の間、所要の調整を行って使用することができる。

**附 則**（令和6年3月25日教委規則第5号）

（施行期日）

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に提出されている改正前の印西市学校体育施設開放に関する規則の様式により使用されている用紙は、改正後の印西市学校体育施設開放に関する規則の様式によるものとみなす。

別表（第6条）

施設	開放する日	開放する時間
校庭	土曜日・日曜日・休日・休業日	午前9時から午後5時まで
体育館	土曜日・日曜日・休日・休業日	午前9時から午後9時30分まで
	平日	午後6時から午後9時30分まで
柔剣道場	土曜日・日曜日・休日・休業日	午前9時から午後9時30分まで
	平日	午後6時から午後9時30分まで

備考 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に基づく休日をいう。

別記

第1号様式（第9条）

年　月　日

印西市学校体育施設開放利用申請書

(あて先) 印西市教育委員会

住　　所

氏　　名

電話番号

下記の理由により利用したいので、許可くださるよう申請いたします。

なお、利用に際しては、印西市学校体育施設開放に関する規則及び利用者遵守事項を厳守することを誓約いたします。

記

利　用　団　体　名	
利　用　年　月　日　及　び 時　間	
利　用　目　的	
利　用　施　設　用　具　等	
利　用　人　員	
当　日　の　管　理　責　任　者	電話番号
そ　の　他	